

「第 55 回 スーパーマーケット・トレードショー2021」 佐賀県ブース企画・装飾・運営等業務委託仕様書

1. 業務名

「第 55 回 スーパーマーケット・トレードショー2021」佐賀県ブース企画・装飾・運営等業務

2. 事業目的

県外への販路開拓に積極的な県内事業者に対し、多くのバイヤーが来場する首都圏での全国見本市に佐賀県ブースを設け、商品売込みの機会を提供することで、県産品の販路拡大及び情報収集による商品開発力・販売力等のスキルアップを図る。

〈展示会の概要〉

会 期：令和 3 年 2 月 17 日（水）～19 日（金）10：00～17：00（最終日 16：00）

会 場：幕張メッセ（千葉県千葉市美浜地区中瀬 2-1）

主 催：一般社団法人全国スーパーマーケット協会（以下、「主催者」という。）

公式 HP：<http://www.smts.jp/jp/index.html>

3. 委託契約期間

委託契約締結日から令和 3 年 3 月 25 日（木）までとする。

4. 出展概要

(1) 出展小間数 22 小間（198 m²）

(2) 出展事業者数 22 事業者（予定）

※佐賀県中小企業団体中央会と合同出展

※各団体が担当する出展事業者数は、さが県産品流通デザイン公社が 18 事業者（予定）、佐賀県中小企業団体中央会が 4 事業者（予定）

※佐賀県中小企業団体中央会 4 小間分のブース装飾等の費用については、佐賀県中小企業団体中央会が別途直接支払うため、本委託業務の費用に含まない。

5. 委託業務内容

ア、佐賀県ブース企画・運営全般

(1) 佐賀県ブース（さが県産品流通デザイン公社出展 18 小間（162 m²）、佐賀県中小企業団体中央会 4 小間（36 m²））の設営、装飾、撤去等。

※佐賀県中小企業団体中央会 4 小間（36 m²）の設営、装飾、撤去等については、本委託業務の費用に含まず、佐賀県中小企業団体中央会が別途負担する。

(2) 佐賀県ブースの出展事業者（22 事業者予定）の商品を効果的に P R ・商談できるブースの企画及び設営、施工、撤去等。また、電気工事（照明器具、コンセントを含む）及び給排水設備（水道配管、流し台・手洗い消毒液付き設備含む。）の施工工事及び撤去等。なお、施工は開催日前日（令和 3 年 2 月 16 日（火））の 13 時までに終えること。撤去は、令和 3 年 2 月

19日（金）の22時までに造作の解体、残材の搬出、原状回復が終了しなかった場合、1時間あたり1,000,000円（1時間未満切上・税別）を運営事務局へ支払うこと（詳細は、SMTS2020出展細則P.12参照）。

イ、佐賀県ブースの装飾、デザイン、テーマ設定、設営、施工及び撤去等

(1) 設営及び装飾等に当たっては、主催者が定める規定を遵守するとともに、佐賀県中小企業団体中央会と協議を行い、佐賀県中小企業団体中央会ブースを含め「佐賀県ブース」として一体的に統一感のあるものとする。

※出展予定の商品情報等については、別途、改めて連絡する。

① デザイン・テーマ設定・装飾

- ・来場者からみて、佐賀県ブースと一目で分かる装飾であり、かつインパクト・集客力のあるデザイン・テーマとすること。
- ・ブースのデザインは、佐賀県産品の良さをより引き立たせるため、佐賀らしい、かつ統一感のある仕上げにすること。
- ・展示スペースには、各出展者名、商品名が分かるものを設置すること。
- ・装飾工事の設置基準については、前回のSMTS2020出展細則、SMTS2021出展のご案内、展示会業界におけるCOVID-19感染拡大防止ガイドラインを満たすこと。なお、本年度の設置基準（11月上旬に主催者から送付予定）についても対応すること。

② レイアウト

- ・出展事業者が商談しやすく、かつ来場者が展示スペースに立ち寄りやすい配置にすること。また、佐賀県ブースを訪れる来場者の動線が安全かつ円滑で、各出展事業者への誘導にできるだけ偏りがでないレイアウト、企画を行うこと。
- ・佐賀県ブース内に入りやすい間口を確保した入り口とすること。
- ・ソーシャルディスタンスを確保できるブース配置、進路幅を確保し、消毒液やアクリル板の設置等により、COVID-19感染拡大防止ガイドラインに順じた新型コロナウイルスの感染拡大防止対策をとること。

③ 設備等

- ・電気工事（照明器具、コンセント含む）及び給排水設備（水道配管、シンク含む）の施工工事を行うこと。なお、電気工事及び給排水のための工事にかかる費用は委託費に含むものとする。電気照明、コンセント以外にかかる電気代、水道代は出展事業者負担とする。
- ・各種届出（装飾施工届出書、追加電気幹線工事・電気器具申込書の提出等）を行うこと。
- ・出展事業者ブースには、それぞれに社名版、照明、コンセント、展示台（テーブルクロス付き）、折りたたみ椅子等を確保すること。なお、出展事業者の占有面積は出展事業者数に応じて均等に配分し、暖色系の蛍光灯やスポットライト等を活用して明るいブースとすること。
- ・遠方からみても来場者が佐賀県ブースであることを明確に認識できるように努めること。
- ・コンセント（電源）は、各出展事業者ブースにつき1つずつ確保すること。設置にかかる費用は委託費に含むものとする。なお、1事業者あたり電源は1～2口、1.5kwまで使用可能とし、それ以上の電源を必要とする場合には各事業者の追加料金にて対応するものとする。
- ・搬出時の荷物運搬用としてカゴ台車（耐荷重200kg程度）を会場内に4台以上用意すること。

- ・会期中（設営日、撤去日含む）に発生したゴミの処分を毎日行うこと。
- ・会期中の器具の故障、破損等に速やかに対応できる体制をとること。
- ・佐賀県ブース内で使用する装備・備品以外で出展事業者が希望する追加設備については、出展事業者の費用負担により設置し、出展事業者からそれにかかる電気代、水道代を含む経費の支払いを受けること。
- ・共同で使用するストックヤードを組み入れ、調理場の確保及び作業台、2槽シンク等の関連備品類の設置並びに保管スペースを確保すること。ただし、出展事業者独自の展示用に必要な備品は除く。

④人員配置

- ・設営及び会期中、搬出時に運営管理に係る問い合わせや不測の事態が生じた場合において対応できるよう、会場に必要となるスタッフを必ず常駐させること。
- ・令和3年2月19日（金）の搬出がスムーズに実施できるよう、造作の撤去工事とは別に出品事業者の荷物の搬出や発送の補助を行うスタッフを3名以上配置すること。
- ・会期中に事前に出展事業者の商品の知識を習得したマネキン（商品の説明や試食、実演等を行う者）を適切に配置し、積極的に呼びかけを行う等、佐賀県ブースで直接、来場者に対して商品をPRし、使用方法や調理方法等の実演などで来場者の購買意欲を高め、商品の魅力を正しく来場者に伝え、来場者の疑問を解消し、御要望に応え、来場者に満足感を与え、出品事業者とバイヤー等の来場者との架け橋になるよう来場者の誘導・案内を行うこと。原則として、会期中人員の入れ替えは認めない。

⑤感染症拡大予防対策

- ・新型コロナウイルス感染症拡大予防対策を講じたブースにすること。
- ・出品事業者が使用する消毒液や手袋、マスク、フェイスガード等を用意すること。
- ・国や各関係団体等が公表している感染予防ガイドラインを参考にすること。

ウ、来場者向け出展商品パンフレット、オリジナルバックの制作

(1) バイヤー向け出展商品パンフレットの制作

- ①サイズ：日本工業規格A4縦、中綴じ冊子
- ②部数：2,000部（予定）
- ③印刷方法：コート紙による両面4色フルカラー印刷
- ④記載内容：出品事業者名、出品事業者の会社概要、担当者連絡先、代表商品（2品程度）を1社当たり1ページに加え、佐賀県ブース小間配置図 合計30ページ程度
- ⑤デザイン：可能な限りブースデザインと統一的なデザインにすること。
- ⑥納品：令和3年2月16日（火）13時から17時までに佐賀県ブースへ納品すること。

(2) バイヤー向けオリジナルバックの制作

- ①サイズ：ウ- (1) のパンフレットが入るサイズ（A4サイズ以上）、縦長、マチあり
- ②個数：1,500個（予定）
- ③素材：布製のコットン生地など、パンフレットや商品サンプルを入れた時に一定の強度があるもの。

④デザイン：佐賀県と分かるデザインとすること。来場者が欲しいと思うようなデザインで、会期終了後も使いやすいデザインとすること。

(3) 前項の他、佐賀県ブースをより効果的にプロモーションするために、予算の範囲内で積極的な提案（アイテム等の提案）をすること。

エ、その他の必要な業務

(1) 来場者を対象とした10問程度のアンケートを実施し、そのとりまとめを行う。その設問については、後日、別途指示を行う。

(2) 出展者の商談実施に際し、商談効果を高めるための方策について提案を行うこと。

・「佐賀県ブース」へバイヤーを集めるための方策

・「佐賀県ブース」をバイヤーが効率よく回るための方策

・「佐賀県ブース」をバイヤーに魅力的に見せるための方策

※なお、当該企画の運営等に係る必要な人員を適切に配置すること。

(3) 提案者独自の企画によるイ-(1) 装飾・デザイン・テーマ設定及び②レイアウト案（エ-(2) 商談効果を高めるための方策含む）を最大2案まで提案すること。

(4) 公社が実施する説明会に参加するとともに、事前の連絡調整のため5回程度、公社において対面による協議等を行うこと。なお、交通費等については委託費に含むものとする。

6. 履行日

(1) 搬入・施工：令和3年2月15日（月）、2月16日（火）

(2) 納品：令和3年2月16日（火）

(3) 撤去：令和3年2月19日（金）16:00以降

※展示会開催期間：令和3年2月17日（水）～19日（金）

7. 納入場所

幕張メッセ（千葉県千葉市美浜区中瀬2-1）

8. 委託料の支払い

完了払

9. 留意事項

・委託業務の内容については、公社、佐賀県商工会連合会、佐賀県中小企業団体中央会、佐賀商工会議所、佐賀市及び鹿島市と受託者との協議を行い決定する。

・事業の運営に必要なかつ適切な人員配置を行うこと。

・業務遂行にあたっては、委託業務を統括し、公社からの指示を受ける窓口として責任者と当該業務の従事担当者を置き、関係者と円滑な事業進行管理や意思疎通に努めること。

・受託者による会場の汚損及び損傷又は第三者への損害は、受託者が弁償又は賠償する。

・本事業において、第三者（公社及び受託業者以外の者）が所有する素材を用いる場合には、著作権処理等を行うこと。

- ・ 本事業において作成される成果物の著作権については、全て公社、佐賀県商工会連合会、佐賀県中小企業団体中央会、佐賀商工会議所、佐賀市及び鹿島市に帰属する。ただし、企画競争に応募された著作権は除く。本事業において作成された成果物への著作人格権は行使しないものとする。
- ・ 委託業務完了後、すみやかに完了報告書等の関係書類、請求書を提出すること。